

奈良県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和五年十一月二十四日

奈良県知事 山下 真

中田 作浩	施術者の氏名	きらり整骨院 桜井市大字三輪一一八六一	施術所の名称及び所在地	令和五年九月三十日	廃止年月日
-------	--------	------------------------	-------------	-----------	-------